

## 鈴鹿市戸籍住民課及び市民対話課窓口等業務委託プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

鈴鹿市（以下「本市」という。）では、戸籍住民課及び市民対話課の業務において安定した市民サービスを提供すること、また、民間事業者の技術と創意工夫を活用することにより一層の効率的かつ快適な市民サービスを提供することを目的とし、鈴鹿市戸籍住民課及び市民対話課業務の一部（以下「本業務」という。）を民間事業者に委託します。

なお、事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施します。

### 2 業務概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 業務名   | 鈴鹿市戸籍住民課及び市民対話課窓口等業務委託  |
| (2) 業務内容  | 鈴鹿市戸籍住民課及び市民対話課窓口等業務委託共通仕様書（別添1）のとおり  |
| (3) 業務場所  | 鈴鹿市役所 戸籍住民課及び市民対話課内<br>（市役所本庁舎1階）<br>鈴鹿市神戸一丁目18番18号   |
| (4) 履行期間  | 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで<br>なお、業務を円滑に実施するため、契約締結後、令和8年9月30日までを本業務の引継ぎ期間とします。引継ぎ期間に係る経費は受託事業者の負担とします。 |
| (5) 選定方法  | 公募型プロポーザル方式   |
| (6) 契約限度額 | 金392,148,909円<br>内戸籍住民課業務分368,604,909円<br>市民対話課業務分 23,544,000円<br>（36か月分。消費税及び地方消費税額を含みません。）        |

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は失格とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 鈴鹿市契約規則第3条第4項に規定する入札参加資格者名簿に登録されていること。また、取扱業種は「公共サービス業務」で登録されていること。
- (3) 本業務にかかる公募の日から契約締結日までの間に、本市から鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱に基づく資格停止を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申

立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 鈴鹿市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年4月1日告示第93号）第5条第1項に規定する者に該当していないこと。

(7) プライバシーマークまたはISMS認証を取得していること。

(8) 平成29年4月1日以降に、令和2年国政調査における人口10万人以上の地方公共団体において、住民基本台帳事務及び戸籍事務の窓口業務を受託した実績があること。なお、業務形態は業務委託に限る。また、政令市の一部の区の業務を受託している場合は、市単位の実績とする。

#### 4 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとします。

内 容	日 付
募集要領等の公告	令和8年 5月22日（金）
参加表明書等の提出期限	令和8年 6月 5日（金）
参加資格確認結果の通知	令和8年 6月10日（水）
実施要領等の内容に関する質問の提出期限	令和8年 6月 5日（金）
実施要領等の内容に関する質問の回答	令和8年 6月12日（金）
企画提案書等の提出期限	令和8年 6月26日（金）
プレゼンテーション審査・ヒアリング等の実施	令和8年 7月上旬を予定
審査結果の通知	令和8年 7月上旬を予定
契約締結	令和8年 7月上旬を予定

#### 5 参加者が提出すべき書類等

##### (1) 参加表明書等の提出

ア 提出日時 令和8年6月5日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出先 〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市 地域振興部 戸籍住民課（本庁舎1階）

ウ 提出方法 郵送（簡易書留郵便とする。）または持参（ただし、土日を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時までとし、受付終了時刻に関しては、受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は本市が行うものとします。）

##### エ 提出書類

①参加表明書（様式1）

②会社概要（様式2）

③法人税、消費税及び地方消費税並びに所在地（本店及び本件に関する契約締結権を委任された者が在籍する支店）における市税の未納税額のない証明書（令和8年2月1日以降発行のもの）

④同種業務実績調書（様式3）

本業務に類似する同種業務実績について、戸籍住民課に関する業務実績と市民対話課に関する業務実績が分かるよう記載してください。

当該業務実績の契約書及び仕様書（約款等は不要）の写しを添付してください。

- ⑤ プライバシーマークまたはISMS認証を取得していることを証明できる書類の写し

※提出書類に不足等があり、提出期限までに補完ができなければ、本提案は無効としますが、提出済みの書類は返却しません。

## (2) 実施要領等の内容に関する質問の提出

前項の参加表明書を提出した者で、本実施要領及び仕様書等の内容に関し、質問がある場合は、次により質問書の提出を行ってください。

ア 提出期限 令和8年6月5日(金) 午後5時まで(必着)

イ 提出先 鈴鹿市 地域振興部 戸籍住民課

E-mail:kosekijumin@city.suzuka.lg.jp

ウ 提出方法 電子メール

エ 提出書類 質問書(様式4)

オ 回答及び通知方法：令和8年6月12日(金)に本市ウェブサイト

(<http://www.city.suzuka.lg.jp/>)へ掲載

## (3) 企画提案書及び参考見積書等の提出

本実施要領及び仕様書に基づき、企画提案書、参考見積書を、以下のとおり提出してください。企画提案書の作成については、鈴鹿市戸籍住民課及び市民対話課窓口等業務委託企画提案書等作成要領（別添2）に沿って作成してください。

ア 提出期限 令和8年6月26日(金) 午後5時まで(必着)

イ 提出先 〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市 地域振興部 戸籍住民課（本庁舎1階）

ウ 提出方法 郵送(簡易書留郵便とする。)若しくは持参(ただし、土日・祝日を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時までとし、受付終了時刻に関しては、受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は本市が行うものとします。)

エ 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

② 参考見積書（様式5）

戸籍住民課及び市民対話課分の内訳がわかる資料を添付すること。

各課分の契約限度額を超えないこと。

各様式において特に指定のない限り、文字サイズ12ポイントにて作成してください。ただし、図表に用いる文字はこの限りではありません。また、提

出書書類の項番順に、各ページの下に通し番号を振り、A4縦長、左側ホッチキス綴じ(両面印刷可)により正本1部、副本9部を提出してください。

(4) その他

- ア 企画提案は、1事業者につき1案とし、複数の企画提案はできません。
- イ 受理された企画提案書等の変更はできません。

6 プレゼンテーション審査・ヒアリング等の実施について

(1) 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションにより、鈴鹿市戸籍住民課及び市民対話課窓口等業務委託提案評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、鈴鹿市戸籍住民課及び市民対話課窓口等業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が実施します。なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じません。

ア プレゼンテーション審査実施日  
令和8年7月上旬予定

イ 実施場所 鈴鹿市役所内  
※詳細な時間と場所は、参加資格のある者に電話・文書にて通知します。

ウ 実施内容

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を使用してください。モニター及びHDMIケーブル・電源については本市で用意しますが、必要な機器類（パソコン、他ケーブル等）は持参してください。出席者は3名以内とし、説明は配置予定業務責任者等が行い、1者あたり40分（説明は20分以内、質疑は20分程度）程度とします。

(2) 審査結果

審査結果は、審査に参加した事業者全てに通知する。

7 審査方法

鈴鹿市戸籍住民課及び市民対話課窓口等業務委託プロポーザル選定委員会で審査を行う。

(1) 審査

応募のあった各事業者の企画提案書等に係るプレゼンテーション審査等を実施した後、審査基準に基づき各選定委員が項目ごとに評価する。

(2) 評価基準

「鈴鹿市戸籍住民課及び市民対話課窓口等業務委託提案評価基準」

8 優先交渉権者の選定

審査方法に基づき、審査の内容をもとに総合的に評価し、得点の高い順に、第1位を優先交渉権者、第2位を次点交渉権者として決定する。

なお、第1位、第2位の者が複数あったときは、各順位別の中で参考見積書の価格が低い順に、価格により決しないときは、評価基準別表NO.5からNO.13の得点が高い順に、その得点で決しないときは、選定委員会の各委員（委員長を含む。）による投票で、投票により決しないときは、委員長がこれを決する。

ただし、評価点は100点を最低基準点とし、その基準を満たす提案者がいない場合は、決定を見送りとする。

選定の結果は、選定委員会による選定が終了後、本市ウェブサイトで公表する。優先交渉権を得た事業者名は公表し、その他事業者名は公表しない。評価点はプレゼンテーション審査に参加した事業者（優先交渉者以外は記号のみ）すべてを公開とする。また、プレゼンテーション審査を実施した事業者すべてに文書で通知する。ただし、審査の内容および結果に対する異議申し立ては認めない。

## 9 失格事項

参加希望者が、次のいずれかに該当した場合は失格とします。

- (1) 「3 参加要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 期限までに所定の手続きをしなかった場合。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

## 10 参加の辞退

本プロポーザルの参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届出書（様式6）により行うものとします。

## 11 契約の手続等

### (1) 契約の締結

優先交渉権者と本市は、企画提案書の内容を基にして協議を行い、内容について合意に至り次第、随意契約により契約を締結するものとします。

交渉権者が辞退した場合及びその他の理由で契約が締結できない場合は、次に得点の高い次点者から順次、契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結します。ただし、選定委員会が適切な者でないと判断した場合は、この限りではありません。

### (2) 契約保証金

鈴鹿市契約規則第27条に規定によるものとします。

### (3) 消費税及び地方消費税

法令等の改正により消費税等の税率が変動した場合、改正以降は変動後の税率により計算するものとします。

(4) その他

企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めません。また、提案内容等を勘案して決定するため、契約額が見積額と同じになるとは限りません。

1.2 担当部署

鈴鹿市地域振興部 戸籍住民課 管理グループ

【電話】059-327-5056

【E-mail】kosekijumin@city.suzuka.lg.jp

1.3 その他

- (1) 企画提案に要する費用（企画提案書の作成に要する費用、旅費等々）は、全てプロポーザル参加者の負担とします。
- (2) 提出書類等は必要に応じて複写します。
- (3) 提出書類等は返却しません。
- (4) 提出書類は、鈴鹿市情報公開条例に基づき、公開する場合があります。
- (5) 提出書類の内容に関して、担当部署より照会をさせていただく場合があります。